

鹿屋市介護予防普及啓発事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市介護予防普及啓発事業実施要綱（平成29年鹿屋市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の高齢者が介護予防に資する自発的な活動を実施できる地域社会の構築を推進し、介護予防に関する知識の普及及び啓発を図るため、鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号）第4条第2号イに規定する介護予防普及啓発事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 事業は、市内に住所を有する65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者に対し、介護予防に資する基本的な知識を普及し、かつ、啓発するための教室の実施、パンフレットの配布等を行うものとする。

第3条を削る。

第4条の見出し中「申請」を「申込み」に改め、同条中「する者」の次に「（以下「申請者」という。）を加え、「介護予防教室等依頼書（別記様式）」を「あらかじめ市民健康づくり教室申込書（別記第1号様式）」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（事業の利用決定）

第4条 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、その内容を審査し、事業の利用を決定したときは、市民健康づくり教室開催決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

第5条を削る。

第6条中「包括支援センター」を「地域包括支援センター」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別記様式を削り、附則の次に次の2様式を加える。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

市民健康づくり教室申込書

鹿屋市長 様

代表者 住 所
氏 名
連絡先

次のとおり、市民健康づくり教室の開催を申し込みます。

団 体 名	
希 望 日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
希 望 内 容	
参加予定人数	人
開 催 場 所	
備 考	

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

市民健康づくり教室開催決定通知書

年 月 日付で申込みのあった市民健康づくり教室の開催については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

団 体 名	
日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
内 容	
参加予定人数	人
開 催 場 所	
備 考	

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。